

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号中「広島市を除き」の下に「竹原市」を、「庄原市」の下に「大竹市」を加え、「竹原市については(1)、(2)、(12)から(15)まで、(19)、(21)及び(35)に掲げる事務に限り、大竹市については(1)、(2)、(7)から(11)まで及び(19)に掲げる事務に限り」を削り、同表の第三号の二中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第三号の三中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び神石高原町」に改め、同表の第三号の四中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第四号の三中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第四号の四中「福山市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第四号の五中「福山市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第四号の六中「福山市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第八号を次のように改める。

八 削除

第二条の表の第八号の二中「屋外広告物法（ ）の下に「昭和二十四年法律第百八十九号」を、「広島県屋外広告物条例（ ）の下に「昭和二十四年広島県条例第七十二号。」を加え、「竹原市」を削り、同表の第八号の四中「竹原市及び」を削り、同表の第九号の三(1)から(6)までを次のように改める。

(1) 法第二十三条第二項の規定により知事が行う法第十九条の十四第一項又は第二項の規定による指示及び当該指示に係る法第十九条の十四の二の規定による公表（いずれも主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の市町の区域内のみにある製造業者等（③において「地域製造業者等」という。）に係るものに限る。）

(2) 法第二十三条第二項の規定により知事が行う法第十九条の十四第四項の規定による命令（①に規定する指示に係るものに限る。）及び当該命令に係る法第十九条の

十四の二の規定による公表

(3) 法第二十三条第二項の規定により知事が行う法第二十条第三項の規定による製造業者等（主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに限る。）に対する報告の徴収（地域製造業者等以外の製造業者等に係る不適正な品質に関する表示等について県への通報などにより県が了知した場合を除く。(4)及び(5)において同じ。)

(4) 法第二十三条第二項の規定により知事が行う法第二十条第三項の規定による製造業者等に関する立入検査（当該市町の区域内に所在する当該製造業者等の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の立入検査に係る場所に関するものに限る。）

(5) 法第二十三条第二項の規定により知事が行う法第二十一条の二第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査（いずれも法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等であつて、主たる事務所が当該市町の区域内に所在するものに係るものに限る。）

(6) 政令第十二条第三項、第五項又は第八項の規定による消費者庁長官及び農林水産大臣への報告

第二条の表の第九号の三(6)の次に次のように加える。

(7) 政令第十二条第四項の規定による消費者庁長官への報告

第二条の表の第九号の三中「北広島町」の下に「大崎上島町」を加え、同表の第九号の四中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第九号の六の二中「竹原市については、(1)から(17)までに掲げる事務のうち法第二条第三項に規定する事業を行う社会福祉法人に係る事務及び(18)から(26)までに掲げる事務を除き、大竹市については、(1)から(17)までに掲げる事務のうち法第二条第三項に規定する事業を行う社会福祉法人に係る事務を除く。」を削り、同表の第十四号の二の二中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第十四号の三中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第十六号(89)中「附則第三十三条」を「附則第四十二条」に改め、同表の第十六号の五中「除き、安芸太田町については、(4)及び(5)に掲げる事務を」を削り、同表の第二十号中「福山市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原町」に改め、同表の第二十号の二中「及び世羅町（安芸高田市）」を「世羅町及び神石高原町（」に改め、同表の第二十一号の二の二中「尾道市」の下に「府中市」を加え、「及び世羅町」を「世羅町及び神石高原

町」に改め、同表の第二十一号の四中「竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び世羅町」を「市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）」に改め、同表の第二十三号の三中「福山市」の下に「、府中市」を加え、同表の第二十四号の二中「呉市」の下に「、竹原市」を加え、「（三原市）を「（竹原市、三原市）」に改め、同表の第三十五号中「(70)」の下に「、第九号の三(2)」を加える。

第三条の表の第一号の二中「府中市、」を削り、「安芸太田町及び神石高原町」を「及び安芸太田町」に改め、同表の第二十五号の二の二中「、府中市」を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第九号の三の改正規定（「北広島町」の下に「、大崎上島町」を加える部分を除く。）及び同表の第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。